



10月5日(水)

2016年(平成28年)

発行所：大阪市北区梅田3丁目4番5号
〒530-8251 電話(06)6345-1551
毎日新聞大阪本社

SEIWA 土地活用
生和コーポレーション
0120-800-312
www.seiwa-stss.jp

ニュースの扉

近藤流健康川柳

2016.10.5

天高くなったと見上げ腰伸ばし

岡山・北区 邪素民(25面に月間賞)

ポンド31年ぶり安値

大隅良典さんインタビュー

天王寺公園 夜間閉鎖

ネットで合鍵 侵入容疑

27 26 9 4

スポーツ19
くらしナビ14・15
社説5
小説14

将棋13
論点11
みんなの広場10
読んであげて24

8県警 処分内容不明

法令違反疑い 開示基準バラバラ

警官らへの懲戒処分が法令違反の疑いがあるにもかかわらず未発表だった問題で、情報公開制度に基づく処分の開示内容が都道府県警によって大きく異なることが4日、毎日新聞の開示請求で分かった。処分事案の具体的内容が不明で法令違反かどうかを確認できないケースが2015年で8県警にあり、専門家は「警察庁が明確な情報開示の基準を設けるべきだ」と指摘している。

毎日新聞は警察庁と47都道府県警に、15年の1年間に出された懲戒処分を記録した文書について情報公開制度に基づき開示請求した。懲戒処分のなかった5県警以外が公文書を開示した。開示文書だけでは法令

処分のうち4件を「私行上の非違事案」とだけ記した。懲戒処分は「私行上の不適切言動事案」

一方、警察庁や福岡県警などが開示した文書では、事案ごとに処分内容▽処分理由▽被処分者の氏名や階級▽処分執行日などが1枚ずつ文書に記され、個

人の特定につながる情報は一部黒塗りだが、事案の内容はおおよそ把握できた。警察の不祥事に詳しいジャーナリストの大谷昭宏さんは「懲戒処分の文書の『開示度』を巡り、警察によって差が生まれれば、開示基準を都台よく解釈して公表逃れをすることも考えられ、情報公開制度も骨抜きにされてしまう」と指摘。

警察は不祥事を積極的に公表すべきだ」と主張している。

停職1カ月	3月6日	埼玉県警・警部	職務を通じて知り合った一般人に不適切な行為をした
	5月29日	兵庫県警・警部補	知人女性に対し、不適切な言動を行った
減給6カ月・10分の1	1月16日	茨城県警・警部補	私行上の非違事案
	3月30日	茨城県警・巡查部長	私行上の非違事案
	1月28日	富山県警・巡查	異性に対する不適切行為
	5月21日	岡山県警・警部補	私行上の不適切言動事案
減給3カ月・10分の1	2月20日	愛知県警・警視	警察に対する信用を失墜させた
	6月16日	茨城県警・巡查	私行上の非違事案
	11月27日	熊本県警・巡查部長	女性職員に対して不適切な言動を行った
減給1カ月・10分の1	1月22日	島根県警・巡查	当番勤務中に信用失墜行為をした
	3月6日	埼玉県警・警部補	職務を通じて知り合った人と被害関係者に不適切な行為をした
	4月9日	岡山県警・警部補	私行上の不適切言動事案
	7月27日	茨城県警・警部補	私行上の非違事案
戒告	12月24日	岡山県警・技術職員	信用失墜行為

※処分日、所属・階級、事案概要の順。開示された内容を基に作成。開示文書だけでは法令違反の疑いがあるか判断できなかった懲戒処分事案(2015年)